

鳥取県告示第462号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 こうほうえん	訪問介護事業所鳥取 市北デイサービスセ ンター（ホームヘル プサービスセンター）	鳥取市秋里1181	平成24年6月 13日	平成24年7月 1日	訪問介護